

特定非営利活動法人 Re:Born Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Re:Born Japanという。
ただし、登記上は、特定非営利活動法人ReBorn Japanと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県宇部市床波6丁目3-12に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民及び広く一般市民に対して、廃棄される資源のアップサイクルによる商品開発・販売事業、日本の伝統文化である「MOTTAINAI」精神の普及啓発事業、及び国内外の環境保全・教育支援に関する事業を行い、循環型社会の形成と多様な人々が活躍できる地域社会の実現、並びに国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① アップサイクル製品の企画、製作及び販売事業
 - ② 高齢者・障がい者等への就労支援及び技術継承事業
 - ③ 日本文化及び「MOTTAINAI」精神の発信・普及啓発事業
 - ④ 国際協力及び開発途上国への支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総

会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び活動決算
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 - 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- | | |
|------|-----------|
| 理事長 | 西 口 恵 利 子 |
| 副理事長 | 伊 奈 紀 道 |
| 同 | 龍 門 美 佳 |

理事	佐藤晃一	藤永孝	梶本圭司	一義一郎
同	重三	浦本	良賀	子
同	谷惠	河田	本真	美子
同	宮木	原久	田直	美子
同	繩	田直	治	
監事				

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 5,000円/口
 - (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 2,000円/口

役 員 名 簿

特定非営利活動法人Re:Born Japan

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報 酬 の 有 無
理 事 長	にしぐち えりこ 西口 恵利子	[REDACTED]	無
副理事長	いな のりみち 伊奈 紀道	[REDACTED]	無
同	りゅうもん みか 龍門 美佳	[REDACTED]	無
理 事	さとう こういち 佐藤 晃一	[REDACTED]	無
同	しげなが たかよし 重永 孝義	[REDACTED]	無
同	みうち せいいちろう 三浦 靖一郎	[REDACTED]	無
同	たにもと けいじ 谷本 圭司	[REDACTED]	無
同	えら よしこ 恵良 賀子	[REDACTED]	無
同	かわた えみこ 河田 恵美子	[REDACTED]	無
同	みやもと まりこ 宮本 真理子	[REDACTED]	無
同	きはら くみ 木原 久美	[REDACTED]	無
監 事	なわた なおはる 縄田 直治	[REDACTED]	無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

- 2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会において、大量生産・大量消費のサイクルは、環境への負荷を増大させると同時に、モノに込められた作り手の想いや文化的な価値を希薄化させています。日本には古来より、モノを慈しみ最後まで使い切る「MOTTAINAI（もったいない）」という精神がありましたが、生活様式の変化に伴い、タンスに眠ったままの着物や、有効活用されずに廃棄される資源が増加しています。

また、少子高齢化が進む地域社会においては、定年退職後の高齢者やハンディキャップを持つ方々など、豊かな経験やスキル、あるいは働く意欲を持ちながらも、社会参加や活躍の場が限られているという現状があります。

私たちは、これらに対し、日本の「MOTTAINAI」を形にし、モノの「本来の価値」と人の「可能性」を再生するSDGsプロジェクト「Re:Born Japan」を立ち上げました。廃棄されるはずだった着物や資源を、眠っている地域の高齢者や職人、ハンディキャップを持つ方々のスキルや手仕事によって、新たな価値を持つ商品（アップサイクル製品）へと生まれ変わらせます。この活動は、ゴミを減らす環境保全活動であると同時に、作り手に「やりがい」と「経済的な役割」を提供する職業能力開発・雇用創出の場でもあります。

さらに、事業で得られた収益の一部は、インドネシア等のアジア諸国における環境教育や子どもたちの支援に還元し、国境を越えた「調和する未来」の創造に寄与したい考えです。

これらの活動を、個人の枠を超えて持続的かつ公益的な事業として展開し、広く社会からの信頼を得て、行政や企業、地域住民と協働していくためには、社会的信用のある「特定非営利活動法人（NPO法人）」として組織基盤を確立することが不可欠であると判断し、ここに設立を決意いたしました。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、山口県宇部市の「木工カフェ 木まぐれ」という場所を拠点に、着物・ペットボトルのキャップ・新聞紙などを活用したアップサイクル商品の開発と地域住民との交流活動を行ってまいりました。その中で、多くのモノが廃棄されている現実と、地域の中に「何か役に立ちたい」と願う人々が多く存在することを知り、両者を結びつけるアップサイクル事業の構想を固めました。

この構想を現実のものとするために、令和7年7月、有志により設立発起人会を開催し、この度、特定非営利活動法人Re:Born Japan（仮称）の設立を申請するに至りました。

2026年4月5日

特定非営利活動法人Re:Born Japan

設立代表者 住所又は居所

氏名

西口 恵利子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Re:Born Japan

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、アップサイクル製品の製作・販売体制の基盤構築を最優先事項とする。具体的には、拠点となる「木工カフェ 木まぐれ」での販売開始、EC サイト (Etsy) の開設およびフランスパリで行われる JAPAN EXPO へ出展する。

また、人の「可能性」を再生するという理念に基づき、高齢者や障がいを持つ方々（福祉施設等）との連携による製作体制を確立し、多様な人々が社会参加できる環境を整備する。さらに、事業収益の一部を原資として、インドネシア等の環境課題解決に向けた支援活動の第一歩を踏み出す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①アップサイクル 製品の企画、製 作及び販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄される着物、ペットボトルキャップ等を活用した製品（箱、衣服、アクセサリ等）の企画・製作・販売を行う。 ・EC サイト (Etsy) への出品準備および運用を行う。 ・フランスパリで行われる JAPAN EXPO WABI SABI に出展する。 	(A)通年(週3回程度) (B)木工カフェ木まぐれ、オンライン (C)5人	(D)地域住民、国内 外の消費者 (E)300人	100
②高齢者・障がい 者等への就労支 援及び技術継承 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者や福祉施設利用者に対し、製品製作の一部（解体、洗浄、組立等）を委託し、生きがいと就労の機会を提供する準備。 ※今年度は実施の予定なし 	/	(D)地域の高 齢者、障がい 者	0
③日本文化及び 「MOTTAINAI」 精神の発信・ 普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「MOTTAINAI」精神や製品の背景にある物語を伝える展示会やイベントを開催する。 ・SNS や動画を通じた情報発信を行う。 	(A)年2回 (B)山口県内イ ベント会場、オン ライン (C)3人	(D)一般市 民、イベント 来場者 (E)50人	5
④国際協力及び開 発途上国への支 援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収益の一部を活用し、インドネシアの環境問題に取り組む活動（HERO 育成）への寄付や物資支援を行う。 	(A)年度末に1回 (B)インドネシア (送金・物資送 付) (C)1人	(D)現地の子 供たち、環境 活動家 (E)15人	5

2027年度（次年度）の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 Re:Born Japan

1 事業実施の方針

次年度は、アップサイクル製品の製作・販売体制を継続構築することを最優先事項とする。具体的には、拠点となる「木工カフェ 木まぐれ」での販売拡大および国内外への販路拡大を目指す。

また、人の「可能性」を再生するという理念に基づき、高齢者や障がいを持つ方々（福祉施設等）との連携による製作体制を確立し、多様な人々が社会参加できる環境を整備する。さらに、事業収益の一部を原資として、インドネシア等の環境課題解決に向けた支援活動の拡大する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①アップサイクル 製品の企画、製 作及び販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄される着物、ペットボトルキャップ等を活用した製品（箱、衣服、アクセサリ等）の企画・製作・販売を行う。 ・ECサイト（Etsy）への出品および運用を継続して行う。 ・国外販路を拡大する。 	(A)通年(週3回程度) (B)木工カフェ木まぐれ、オンライン (C)10人	(D)地域住民、国内外の消費者 (E)500人	200
②高齢者・障がい者等への就労支援及び技術継承事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者や福祉施設利用者に対し、製品製作の一部（解体、洗浄、組立等）を委託し、生きがいと就労の機会を提供する。 ・職人の技術を継承するワークショップを開催する。 	(A)月2回程度 (B)木工カフェ木まぐれ、提携福祉施設 (C)10人	(D)地域の高齢者、障がい者 (E)20人	300
③日本文化及び「MOTTAINAI」精神の発信・普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「MOTTAINAI」精神や製品の背景にある物語を伝える展示会やイベントを開催する。 ・SNSや動画を通じた情報発信を行う。 	(A)年2回 (B)山口県内イベント会場、オンライン (C)3人	(D)一般市民、イベント来場者 (E)300人	150
④国際協力及び開発途上国への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収益の一部を活用し、インドネシアの環境問題に取り組む活動（HERO育成）への寄付や物資支援を行う。 	(A)年度末に1回 (B)インドネシア（送金・物資送付） (C)2人	(D)現地の子供たち、環境活動家 (E)50人	150

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人Re:Born Japan
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	50,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		1,000,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		200,000	
4 事業収益			
アップサイクル製品販売事業収益	100,000		
体験活動事業収益	6,000	106,000	
経常収益計			1,356,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費 計	0		
(2) その他経費			
イベント出展料	80,000		
材料仕入費	30,000		
その他経費 計	110,000		
事業費計		110,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費 計	0		
(2) その他経費			
HP制作費	200,000		
うちわ制作費	65,050		
のぼり制作費	6,768		
通信費	5,000		
設立準備費	10,000		
その他経費 計	286,818		
管理費計		286,818	
経常費用計			396,818
当期正味財産増減額			959,182
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			959,182

次年度（2027年度）活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人Re:Born Japan
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	20,000	80,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		100,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		200,000
4 事業収益		
アップサイクル製品販売事業収益	1,000,000	
体験活動事業収益	10,000	1,010,000
経常収益計		1,390,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費 計	0	0
(2) その他経費		
イベント出展料	80,000	
材料仕入費	100,000	
旅費交通費	100,000	
広告宣伝費	200,000	
通信運搬費	70,000	
業務委託費	50,000	
支払寄付金	150,000	
消耗品費	50,000	
その他経費 計	800,000	
事業費計		800,000
2 管理費		
(1) 人件費		
人件費 計	0	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	50,000	
支払手数料	80,000	
その他経費 計	230,000	
管理費計		230,000
経常費用計		1,030,000
税引前当期正味財産増減額		360,000
法人税、住民税及び事業税		71,000
当期正味財産増減額		289,000
前期繰越正味財産額		959,182
次期繰越正味財産額		1,248,182